

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
 (下線部は改正部分)

改正後（令和3年5月1日から適用）

現行

別紙

土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)

第1・第2 [略]

第3 施設機械設備工事

1・2 [略]

3 請負工事費の積算

3-1~3-10 [略]

3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表 [略]

表-3・1 ~ 表-3・5 [略]

表-3・6 現場管理費率

対象額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	備考	
	下記の率とする。(%)		(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				下記の率とする。(%)
			A	b			
水門設備	<u>21.89</u>	<u>44.73</u>	<u>-0.0479</u>	<u>17.14</u>	鋼製付属設備は単独工事に適用		
鋼製付属設備							
ダム管理設備							
水管橋							
用排水ポンプ設備、除塵設備	<u>24.72</u>	<u>98.08</u>	<u>-0.0924</u>	<u>15.41</u>			

(1) 算定式 [略]

別紙

土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)

第1・第2 [略]

第3 施設機械設備工事

1・2 [略]

3 請負工事費の積算

3-1~3-10 [略]

3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表 [略]

表-3・1 ~ 表-3・5 [略]

表-3・6 現場管理費率

対象額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を超え5億円以下		5億円を超えるもの	備考	
	下記の率とする。(%)		(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。				下記の率とする。(%)
			A	b			
水門設備	<u>21.30</u>	<u>47.16</u>	<u>-0.0533</u>	<u>16.22</u>	鋼製付属設備は単独工事に適用		
鋼製付属設備							
ダム管理設備							
水管橋							
用排水ポンプ設備、除塵設備	<u>23.83</u>	<u>105.57</u>	<u>-0.0998</u>	<u>14.30</u>			

(1) 算定式 [略]